

平成29年

8月農業委員会総会議事録

■日 時	2017年（平成29年）8月9日（水） 14：30 ～15：08	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>（敬称略） 1 井阪 正明 3 大谷 康之 4 山千代重榮 5 高橋 一隆</p> <p>（議席順） 6 小林 修 7 久保 安治 9 福本 敏行 10 飯阪 保</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 友田 博文 14</p> <p>[欠席委員] 計（3名）</p> <p>1 西辻 達佳 7 横田 武 13 辻林 孝幸</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>飯坂 陽次 西川 秀士 谷上 昇 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可承認について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから平成29年8月の農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、井阪会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>それでは、本日の出席委員数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は11名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番、西辻委員、7番、横田委員、13番、辻林委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、井阪会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>本日の議事録署名人は、5番、高橋一隆委員さん、6番、小林修委員さん、御兩名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>それでは、ただいまから平成29年8月の農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事日程につきましては、議案書第1ページのとおりでございます。</p> <p>2ページをお開きください。</p>

事務局	<p>最初に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可承認について、農地所有権移転2件に関する御審議をお願いいたします。</p> <p>まず、1番、三林町の物件です。</p> <p>事務局から説明願います。</p> <p>事務局の丸嶋でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、三林町で、地目は、田2筆、面積は、合わせて1,620平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳等において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、譲受人の自宅から約0.2キロメートル、軽トラックで約1分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、周辺農地の耕作に支障のないよう注意し、農薬の使用方法についても、地域の防除基準に従いますとのことでした。</p> <p>以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>現地を確認したところ、申請地は野菜を栽培している農地であり、申請者の双方に確認したところ、譲渡人は申請地を譲渡する意思があり、譲受人は申請地で水稻栽培をする予定であるとのことを確認いたしましたので、許可相当であるとの報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議をいただきますようよろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>三林町の地区担当の前田委員さん及び推進委員会議から特に問題ないとの報告ですが、ほかの委員さんで御異議ございませんでしょうか。</p>
10番	<p>初めてなので表の見方がわからんねんけれども、面積が譲渡人が555平方メートルですね。その下が1,065平方メートルですね。譲受人が5,707やね。</p>
事務局	<p>譲渡人の三林町のこの土地、それぞれの面積を譲渡人が今現在所有している。それを3条で譲受人が取得されるという内容です。</p>
10番	<p>この面積のは何か。</p>
事務局	<p>これは経営している、今現在経営している面積が5,707平方メートル。</p>
10番	<p>今経営している全体の量ですか。</p>
事務局	<p>はい、ここの分につきましては譲受人の欄になっておりますので、住所この方で氏名</p>

	<p>で今これだけ面積がある。年齢はこうです。人員は4人になりますよというようなことになります。</p>
10番	<p>これだけの、今、経営しておるんじゃないよね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
番	<p>おかしいなと思って、こんだけえらい見事なのを持っておんなと思って。わかりました。</p>
会長	<p>おわかりいただけましたでしょうか。</p>
10番	<p>すみません、申しわけない。</p>
会長	<p>そうですか。ほかに御意見ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>異議がないようですので、1番につきましては、原案どおり許可承認することといたします。</p>
	<p>続きまして、2番、小田町の物件です。</p>
事務局	<p>事務局から説明願います。</p>
	<p>事務局の丸嶋でございます。</p>
	<p>議案書3ページ、2番について説明させていただきます。</p>
	<p>許可を受けようとする土地の所在は、小田町及び小田町三丁目で、地目は、田5筆、面積は、合わせて2,854平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p>
	<p>申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳等において小作人の登録がないことを確認しております。</p>
	<p>申請地の立地は譲受人の自宅から約1キロメートル、軽トラックで約5分の距離に位置しております。</p>
	<p>譲受人は、耕うん機を保有しており、農業従事日数は200日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p>
	<p>また、周辺地域との関係については、附近農地に農薬の使用など、支障のないよう注意し農作業を行いますとのこととです。</p>
	<p>以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。</p>
	<p>続きまして、地区担当の辻位三雄推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p>
	<p>現地を確認したところ、申請地は、水稻栽培している農地であり、申請者であります譲渡人及び譲受人双方に申請内容の確認をしたところ間違いはないとのこととでありますので、許可相当であるとの報告を受けております。</p>
	<p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。</p>
	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく願います。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>

小田町地区担当の辻位三雄委員さん及び推進委員会議から特に問題ないとの報告ですが、ほかの委員さんで御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようでございますので、2番につきましては、原案どおり許可承認することといたします。

次に、4ページをお開きください。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可承認について、農地を農地以外の用途に転用2件に関する御審議をお願いいたします。

1番、春木町の物件です。

事務局から説明願います。

事務局の谷上でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、春木町で、地目は田、面積は、合わせて1,697平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、耕作面積、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において、小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露店駐車場への転用であり、申請地は大型商業施設、ららぽーと和泉に近接しており、その近隣店舗に出入りしております業者から車両20台分の駐車場の要望を受け申請地を転用し設置するものです。店舗からの距離、面積を考慮した結果、他の土地では事業の目的を達成できないため、申請地を選定したとのことであります。

行政庁の許認可として、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されているほか、隣接農地の同意書が添付されております。

続きまして、地区担当の吉川推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請者と申請地で立ち会い、確認したところ、申請地は現在耕作されておらず、遊休農地化しております。転用目的その他の申請内容に間違いはないとのことであり、周辺農地等への影響はないと認められますので、許可やむを得ないとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

春木町地区担当の吉川委員さん及び推進委員会議から、特に問題ないとの報告ですが、ほかの委員さんで御異議ございませんか。

事務局

会長

1 4 番 ちよっとすみません。
 会 長 友田委員、どうぞ。

1 4 番 ちよっと聞くだけですけど、遊休農地だったんですか、なかったんですかということ
 事務 局 事務局の谷上でございます。
 現地を私も確認いたしましたところ遊休農地化しておりまして、今現在耕作をやめて
 しておりまして草が生えている状態でございます。そして、地目のほうでございます
 が、この4条の許可の許可承認、大阪府知事の許可になるんですが、そちらがおりて
 から転用し、事業が完了してからの地目の変更になります。
 以上でございます。

1 4 番 その遊休農地は今までに何回か回ってるやろう。いつから遊休農地やったんやとい
 会 長 うことを聞きたい。
 事務 局 事務局、説明願います。
 事務局の谷上でございます。
 こちらは本人様、申請人様とお話しさせていただきましたが。

1 4 番 申請人、自分のところも回っているやろう。いつから遊休農地やったか。
 事務 局 こちらは遊休農地化したのは、この事業の目的が決まってからということです。
 以上です。

1 4 番 いつからといって年度、何年何月かわかったら。
 事務 局 事務局の谷上でございます。
 正確な時期等につきましては把握しておりません。
 以上でございます。

1 4 番 正確なわからへんって、自分らが回ったときには違ったんやから、これが決まって
 事務 局 からやったら大体わかっているのと違うの、見に行っているやろう。
 事務局の西川でございます。
 申請の話があったのが3カ月前でございますので、ことしの5月ぐらいには遊休農
 地化ということで確認させていただいております。
 以上でございます。

1 4 番 結構です。

1 2 番 初めてですねんけれども、質問させていただきます。この物件について、春木町、
 平井町があるんですけれども、この農地については調整地域ですわね。所在地場所
 の。それなら、もし間違ってたたら教えていただきたいんですけれども、調整地域
 で農地転用する場合は、転用した物件以外に1, 000平米以上の農地を利用してい
 なきゃならない。私、過去のなにから言うんですけれども、それは今また変わったん
 ですか。

事務 局 事務局の西川でございます。
 転用して残りが1, 000平米というお話ですけれども、多分そのお話につきまし
 ては農家用住宅を建てる時に転用する土地以外で1, 000平米を残しておかなけ

	<p>ればいけないという、その1,000平米のことやと思います。転用で全て自分の農地がなくなっても、それは立地とか一般基準を満たしておれば転用可能ということになります。</p> <p>以上でございます。</p>
12番 会長	<p>わかりました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでございますので、1番の件につきましては、承認させていただきます。</p> <p>次に、2番、平井町の物件について、事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の谷上でございます。</p> <p>議案書5ページ、2番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、平井町で、地目は田、面積は、合わせて306平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、耕作面積、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において、小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連担している区域内であり、3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は一般倉庫、露店駐車場及び宅地の一部への転用であり、申請人は昭和47年に申請地に農業用倉庫を建築し、その他土地を農業に使用するトラックなどを置く露店駐車場及び隣接にある自宅の一部として利用してきましたが、農業の規模縮小に伴い農業用倉庫の必要がなくなり、生活用品等を格納する倉庫に用途変更するものであります。</p> <p>申請書には、隣接農地の同意書及び始末書が添付されております。</p> <p>続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>現地を確認したところ、申請地には既に倉庫が建っており、農地として利用しておらず、申請者に確認したところ、申請内容に間違いはないとのこと。周辺農地等への影響はないと認められますので、許可やむを得ないとの報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>平井町地区担当の前田委員さん及び推進委員会議から特に問題ないとの報告ですが、ほかの委員さんで御異議ございませんか。</p>
14番 事務局	<p>倉庫はもともと建ってあったんやな。建ってあったのは認可してある分かしていない分のどちら。</p> <p>事務局の谷上でございます。</p> <p>農業用倉庫200平米までは農地転用の許可不要案件となっております、昭和4</p>

	<p>7年当時に許可不要ということで建築したとのことでした。</p> <p>以上でございます。</p>
14番 事務局	<p>その許可不要というのは農業委員会に届け出をしてあったわけ。</p> <p>事務局、谷上でございます。</p> <p>うちのほうで農業従事者証明の申請があり、こちらでうちのほうには届け出をしていただいています。</p> <p>以上でございます。</p>
14番 事務局	<p>もうちょっと詳しく説明してや。農業従事者証明とこれとどない関係。</p> <p>調整区域に建物を建てる場合で開発許可を対象に通常はなるんですが、農業委員会が発行します農業従事者証明を添付していただきますと、農業用倉庫については開発の許可が要らない案件と内容でその届け出をうちに、農業用倉庫を建てますという届け出をうちに出していただいています。</p> <p>以上でございます。</p>
14番 事務局	<p>それやったら建築許可が要ると違う。</p> <p>そうですね。建築許可の写しのほうを今回申請地のほうに添付はしていただいております。</p> <p>以上です。</p>
14番 事務局	<p>それはつけてあんねんな。</p>
番	<p>はい。</p>
事務局	<p>そしたら、建築許可があるとか何とか書いておいてもわらなあかんやん。</p> <p>了解いたしました。</p>
14番 会長	<p>そんなん、わからへんやん。結構です。</p> <p>ほかに御意見ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
	<p>ほかに御異議がないようでございますので、2番につきましては、原案どおり許可承認することといたします。</p> <p>次に、議案第3号、6ページをお開きください。</p> <p>農地法第5条の規定による許可承認について、農地を農地以外の用途に転用するため賃貸借権1件に関する御審議をお願いいたします。</p> <p>1番、鍛冶屋町の物件です。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の谷上でございます。</p> <p>議案書7ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>物件は、鍛冶屋町で、地目は田、面積は合わせて1,555平方メートル、転用目的、譲渡人、譲受人、転用施設物、耕作面積、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾</p>

向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の農地であり、2種農地と判断いたします。

転用目的は露天資材置場への転用であります、被設定人は建設業を営んでおり、事業拡大のため、今現在使用している資材置き場が手狭になり、碎石、重機、トラックなどを置く土地を探していたところ、事業所近隣で交通の便もよく、付近に住宅もない申請地を選定したということです。申請地を所有している設定人は高齢であり、耕作することが困難で、遊休化することにより周辺農地に迷惑をかけるおそれがあることから借り手を探していたとのこと。被設定人とは賃貸借権を設定し転用するものです。

行政庁の許認可として、開発行為に該当しない旨の証明書が添付されており、隣接農地及び水利組合の同意書が添付されております。

続きまして、地区担当の松下推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地を確認したところ、申請地は現在耕作されておられません。申請者である被設定人及び設定人に確認したところ、申請内容に間違いはないとのこと。周辺農地等への影響はないと認められますので、許可やむを得ないとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。

鍛冶屋町地区担当の松下委員さん及び推進委員会議からも特に問題ないとの報告ですが、ほかの委員さんで御異議ございませんですか。

友田委員さん。

1 4 番

場所はどこですか。

事務局

農業委員会事務局の西川でございます。

光明池春木線の納花トンネルの岸和田和泉インターよりトンネルを抜けた、光明池方面から納花トンネルを抜けて左で谷山池の堤の下にございます。

会 長

おわかりいただけましたですか。

1 4 番

谷山池の下、文化財のところやな。文化財のところへというのは許可が出ているわけですか。ここ文化財になっているやろ。

事務局

農業委員会事務局の西川でございます。

文化財というのは、それは谷山池自身がという。

1 4 番

谷山池の下は、エスキとかがいっぱい出てくる文化財の埋蔵地で指定されているのと違う。

事務局

文化財の指定になっているかどうかというのは、農業委員会のほうでは確認は。

1 4 番

確認せないかんのと違う。

事務局

この部分につきましては、農業委員会で確認する必要がないということで以前から

	処理のほうを進めてまいりました。
1 4 番	以前はどうやったか知らんけれどもやな、文化財に関連するようなところで置き場をしていいかどうか、問題があるん違う。そしたら地質調査せないかんわな。物を置いたら置いたきりそなんやったら何もせんでええということになる。
事務局	その件につきましては、一度また文化財等の確認のほうをさせていただいて、また改めて御報告のほうをさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
1 4 番	はい。
会長	ただいま友田委員さんの御意見につきまして、確認して、それでは。
事務局	次回のとき。
会長	次回に、この分はほんなら保留になりますか。
事務局	報告させていただきます。
1 4 番	すみません。許可は構わへんから確認だけして、あとは間違いがなかったら間違いがないでまたきちっと指導してくれたらそれでええんやけれども。そやから別に問題がなかったら問題ないでええんやで。あとは確認が必要か必要でないか、農業委員会の姿勢の問題があるだけの話やんか。そういうふうになるやろ。だから、それを確認してくれたらええだけで、これの問題については何も問題を提起しているわけじゃないので。
会長	はい、わかりました。確認して問題がなければ会議を通すと、こういうふうなことになりますね。後日審議でなくてこの会議で通させていただくと、そういうことでよろしゅうございますか。
1 4 番	結構です。
会長	ほかに御意見ございませんですか。 (異議なしの声)
	異議がないようでございますので、1番につきましては、原案どおり一応許可承認として後日調べるということにさせていただきます。
	次に、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画2件の御審議をお願いいたします。
	8ページをお開きください。
	1番、2番は関連いたしますので一括で御審議をお願いいたします。1番、2番、観音寺町の物件です。
	事務局から説明願います。
事務局	事務局の丸鳩でございます。 議案書9ページ、1番及び2番につきまして、関連がございますので一括して説明させていただきます。
	物件は、観音寺町で、地目は田3筆、面積は、合わせて2,540平方メートルでございます。
	貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分

につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻を栽培している農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の大谷委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、貸し手、借り手双方に確認いたしましたが申請どおり問題ないと報告を受けております。また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上が申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします

会 長

事務局の説明が終わりました。

観音寺町地区担当の大谷委員さん及び推進委員会議から特に問題ないとの報告ですが、ほかの委員さんで御異議ございませんですか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。御異議がないようですので、1番、2番につきましては、原案どおり許可承認することといたします。

以上で、議案の審議は終了いたしました。

次に報告事項に入ります。

10ページ、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用1件を専決により受理したので御報告いたします。

11ページを御参照ください。

次に、12ページ、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転1件を専決により受理したので御報告いたします。

13ページを御参照ください。

以上で、議案並びに報告事項の全てが終了いたしました。総括的に何か御質問ございませんですか。

(質問等なし)

ないようでございますので、以上をもちまして8月の農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会時間 15時08分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員